平成２９年（フ）第１７５号
兵庫県姫路市手柄125番地３　手柄アートスカイハイツ902
債務者　弓立　正樹
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３４号
奈良県天理市南六条町572番地10
債務者　渡邉　祐子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２００号
広島市中区舟入幸町２番12―301号
債務者　平野　雄二
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
山口県萩市大字江向116番地３
債務者　永見　隆明
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第３９号
佐賀県杵島郡白石町大字福田731番地１
債務者　陣内　敏美
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１４１号
熊本市東区長嶺東９丁目１番８号　シェラール302号室
債務者　鉱田　　唯
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１号
鹿児島県鹿児島市甲突町10番21号　竹内ビル201号
債務者　山元　幸子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目45番１号　フローレス勇貴２－Ｆ号
債務者　鶴村　智子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８７号
三重県津市久居西鷹跡町557番地１　藤ヴァレイ202
債務者　小竹　翔平
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２号
三重県尾鷲市林町11番27号
債務者　内山知加子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第２１２号
京都府長岡京市友岡３丁目11―20　菊井方、住民票上の住所京都府長岡京市滝ノ町２丁目25番30号　昭和荘　203
債務者　トータルパッケージ進栄こと　池之側　進
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４１７号
京都市南区久世大築町203番地　市営住宅５棟Ｂ106
債務者　佐々木　修
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目３番15号
債務者　山口　勝信
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８２号
奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目９番10号（202号室）
債務者　大谷　利之
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第８９号
奈良県天理市西長柄町443番地　長柄ハイツ202号室
債務者　近藤　輝男
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１１号
奈良市古市町1346番地
債務者　梅本ヨシ子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１２号
奈良市南京終町７丁目522番地の２　サンプラザ南京終607号
債務者　梅本美知子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
奈良地方裁判所